

経済産業省 特定商取引法・解説 平成20年版

(経済産業省HPより)

第5節 雑則

(適用除外)

第26条 前3節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

- 一 売買契約又は役務提供契約で、その申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供
- 二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供
- 三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供
- 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供（その団体が構成員以外の者に対する事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役務の提供

六 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売

七 弁護士が行う弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条第1項に規定する役務の提供及び同法第30条の2に規定する弁護士法人が行う同法第3条第1項又は第30条の5に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）第2条第3号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第3条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項又は第5条の3に規定する役務の提供
八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者が行う同条第8項に規定する商品の販売又は役務の提供、同条第12項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第11項に規定する役務の提供、同項に規定する登録金融機関が行う同法第33条の5第1項第3号に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第79条の10に規定する認定投資者保護団体が行う同法第79条の7第1項に規定する役務の提供及び同法第2条第30項に規定する証券金融会社が行う同法第156条の24第1項又は第156条の27第1項に規定する役務の提供

ロ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）が行う宅地建物取引業法第2条

第2号に規定する商品の販売又は役務の提供

ハ 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者及び同条第3項に規定する旅行者代理業者が行う同法第2条第3項に規定する役務の提供

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると思われる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2 第4条、第5条、第9条、第18条、第19条及び第24条の規定は、その全部の履行が契約の締結後直ちに行われることが通例である役務の提供として政令で定めるものであつて、訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものの全部又は一部が、契約の締結後直ちに履行された場合(主務省令で定める場合に限る。)については、適用しない。

3 第9条及び第24条の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 その販売条件又は役務の提供条件についての交渉が、販売業者又は役務提供事業者と購入者又は役務の提供を受ける者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品又は役務として政令で定めるものの販売又は提供

二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供

4 第9条及び第24条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が次の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供については、適用しない。

一 第9条第1項に規定する申込者等又は第24条第1項に規定する申込者等が第4条若しくは第5条又は第18条若しくは第19条の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)

二 第9条第1項に規定する申込者等又は第24条第1項に規定する申込者等が第4条若しくは第5条又は第18条若しくは第19条の書面を受領した場合において、相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

三 第5条第2項又は第19条第2項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

5 第4条から第10条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。

一 その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しく

は役務提供契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売

二 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくはは役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若しくはは役務提供契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者又はは役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

6 第18条、第19条及び第21条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。

一 売買契約若しくはは役務提供契約の申込みをし又はは売買契約若しくはは役務提供契約を締結するために電話をかけることを請求した者（電話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれを請求した者を除く。）に対して行う電話勧誘販売

二 販売業者又はは役務提供事業者が電話勧誘行為により商品若しくはは指定権利若しくはは役務につき当該売買契約若しくはは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくはは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又はは役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売

7 第10条及び前条の規定は、割賦販売（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第1項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。）で訪問販売又はは電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

8 第11条及び第13条の規定は、割賦販売等（割賦販売、割賦販売法第2条第2項に規定するローン提携販売又は同条第3項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第4項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売をいう。次項において同じ。）で通信販売に該当するものについては、適用しない。

9 第20条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

趣 旨

本条は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に関する本章の規定の適用が除外される場合について規定したものである。

解 説

1 第1項は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に関する規定がすべて適用除外される場合である。

第1号は、本法が一般消費者を保護するための法律であるので、契約の申込みをした者又は購入者若しくはは役務の提供を受ける者が営業のために又は営業として締結する契約に係るものには適用しない旨の規定である。「営業のために若しくはは営業として」とは、本法においては商行為に限定するものではない。通常、事業・職務の用に供するために購入し、又はは役務の提供を受ける場合は本号に該当する。

ただし、本号の趣旨は、契約の目的・内容が営業のためのものである場合に本法が適用されないという趣旨であって、契約の相手方の属性が事業者や法人である場合を一律に適用除外とするものではない。例えば、一見事業者名で契約を行っていても、購入商品や役務が、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するためのものであった場合は、原則として本法は適用される。特に実質的に廃業していたり、事業実態がほとんどない零細事業者の場合には、本法が適用される可能性が高い。

昭和63年改正前においては、訪問販売又は通信販売に該当する取引であっても事業者が指定商品を購入する場合については、消費者保護法である本法を適用する必要はなく、むしろ書面交付等の規制はその業界の商習慣に悪影響を及ぼすことと考えると考えられることから、「売買契約でその購入者等のために商行為となるものに係る販売」を適用除外取引としていた。しかしながら、この適用除外規定では、当時の消費者トラブルに見られるような利益を得る目的をもって金地金等を購入するものをめぐるものについては、購入者が一般消費者であっても購入の際に資産形成的（投機）意思があれば形式的に商行為（商法第501条第1号）に該当し、本法が適用されないこととなるため、その適用除外取引を昭和63年の改正により、「商行為」から「営業のために若しくは営業として締結する契約」に改めることとしたものである。金地金に限らず他の物品又は権利を直上がり期待で購入する場合も本法の対象となる。

第2号の「本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供」は、昭和63年改正前においては、購入者が本邦外に在る場合は、本法を適用するよりはむしろ一般の商慣行にまかせる方が適当であると考えられるため、「輸出取引たる販売」を本章の適用除外としていた。しかしながら昭和63年の改正により役務と権利を本法の対象とすることとしたため、「輸出」の用語が不適切となること及び「輸出」では本邦外にいる購入者が商品の送付先を本邦内に在る者とする取引が含まれないこと等の理由により、「本邦外に在る者に対する」と規定したものである。

第3号の「国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供」としては、切手の販売等があるが、国や地方公共団体が行う場合は本法の趣旨たる消費者保護に欠けることはなしいものと考えられるので、適用除外としたものである。

第4号は、団体の内部自治の観点から、イ、特別法に基づく組合、ロ、公務員の職員団体及び、ハ、労働組合がそれぞれの組合員等に対して行う販売又は役務の提供を本章の適用除外としたものである。この場合、間接の構成員とは、連合会の会員である組合の組合員等をいい、括弧内は、その法律の規定によって、特に員外利用が認められている場合には、その員外者に対する販売又は役務の提供も適用除外になるという意味である。また、イの特別の法律に基づいて設立された組合としては、農業協同組合、消費生活協同組合、国家公務員共済組合、市町村職員共済組合、公共企業体職員等共済組合等があげられる。

第5号は、社内販売、購買会事業等のもので、これも第4号と同様の趣旨から会社内